

令和 6 年 11 月 28 日

総代 各位

東京都豊島区南大塚 3-43-12 高原ビル 4 階  
生活協同組合・東京高齢協  
理事長 庭野 吉也

### 通常総代会招集通知書

当組合の第 26 回通常総代会を定款第 60 条、63 条の規定に基づいて、下記のとおり招集いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日出席できない場合は、同封の議案書にてご検討いただき、添付の書面議決書により議決権を行使いただくか、または委任状用紙にてご記名・ご捺印の上、代理人にお渡しいただきますようお願い申し上げます

1. 日 時：令和 6 年 12 月 8 日（日）13 時 00 分 開会（12 時半開場：受付開始）
2. 会 場：ラパスホール（豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 7 階）
3. 議 題

第 1 号議案：第 26 期（2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）  
事業報告、決算関係書類等承認及び剰余金処分案決定の件  
監査報告

第 2 号議案：第 3 次中期計画及び第 27 期（2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日）事業計画及び予算決定の件

第 3 号議案：役員報酬限度額決定の件

#### 4. 総代本人が実出席できない場合の留意事項

##### (1) 書面議決書について

- ①書面議決書は、総代会開会までに提出してください。  
郵送の場合は、前々日の 12 月 6 日（金）までに届くように投函してください。
- ②書面議決書に賛否の表示がない場合は、保留として取り扱います。
- ③書面議決書が重複して出された場合は、無効として取り扱います。

##### (2) 代理人について

- ①総代会での議決権の行使を代理人に委任する場合は、委任状に必要事項を記入して  
署名または記名押印のうえ、代理人にお渡しください。代理人には総代会当日、  
会  
場受付にその委任状をご提出いただきます。
- ②1 人の代理人が代理できる総代は 2 人までです。